様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　1月　22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ ひたちぱわーそりゅーしょんず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社 日立パワーソリューションズ  （ふりがな）あんどう　つぎお  （法人の場合）代表者の氏名 安藤　次男  住所　〒317-0073  茨城県日立市幸町三丁目２番２号  法人番号　7050001023708  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXへの取り組みについて」 | | 公表日 | 2024年11月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ✓公表方法  　㈱日立パワーソリューションズのWebサイト上で公開  ✓公表場所  <https://www.hitachi-power-solutions.com/company/dx/index.html>  株式会社 日立パワーソリューションズ公式ホームページ(以下、「当社HP」とする)「DXへの取り組みについて」 | | 記載内容抜粋 | (上段部より抜粋)  基本的な考え方  データサイエンスや生成AIなど最先端のデジタル技術を活用し、お客さまやパートナーとの協創、One Hitachiでのソリューション提供によって、社会やお客さまの課題解決をめざします。  (中段部より抜粋)  事業としてのDX  当社は、日立グループの一員として、サービス・グリーン事業を中核に、これまで蓄積してきたさまざまな技術やノウハウにデジタルを融合させた付加価値の高いソリューションを提供して、お客さまや社会の課題を解決へと導くことを使命としています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて決議され、決裁権限を委譲されている取締役社長および取締役社長が指名する者で構成される組織によって決定されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXへの取り組みについて」 | | 公表日 | 2024年11月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ✓公表方法  　㈱日立パワーソリューションズのWebサイト上で公開  ✓公表場所  <https://www.hitachi-power-solutions.com/company/dx/index.html>  当社HP「DXへの取り組みについて」 | | 記載内容抜粋 | (中段部より抜粋)  ・当社はDX戦略において、(中略)各部門間で連携しながら、お客さま事業のデジタル化や課題解決に貢献ならびに社内環境の整備も推進しています。また、2024年度からは、DX管掌役員を選任し、取り組みの加速と強化を図っています。  (中段部より抜粋)  営業・設備サービスプラットフォーム（PCX）の活用による社内DXの加速の例  ・本プラットフォームに登録された案件の契約予定日や確度などのデータと過去の実績データを基にシミュレーションを行い、結果を営業活動にフィードバックしています。  ・提案活動や見積提出など日々の営業活動や契約を獲得できなかった要因などをデータとして蓄積し、案件フェーズ進行のために必要なアクションを営業部門などの利用者にフィードバックするとともに、営業活動の進捗を情報共有しています。  ・製品やサービスの納入データを都道府県別や業種別、顧客別に分類・可視化して、新規顧客開拓などにも活用しています。  ・設備サービスを行うフィールドサービス部門の作業指示データを一元的に管理・可視化することで、フィールドサービス部門間の作業量の調整などに活用しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて決議され、決裁権限を委譲されている取締役社長および取締役社長が指名する者で構成される組織によって決定されています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DXへの取り組みについて」 | | 記載内容抜粋 | (中段部より抜粋)  ・CLBO(Chief Lumada Business Officer)を選任し、Lumadaビジネスの拡大を図っています。※Lumada：お客さまのデータから価値を創出し、デジタルイノベーションを加速するための日立の先進的なデジタル技術を活用したソリューション/サービス/テクノロジーの総称です。  ・CIO(Chief Information Officer)を選任し、全社のIT化、DX化を図っています。  (下段部より抜粋)  人財育成  当社の使命は、社会インフラの健全性を確保しつつ、その価値を高めていくことで、持続可能な社会と一人一人が快適で暮らしやすく活躍できる社会の実現に貢献することです。これにはデジタルも含む技術の開発や知見の蓄積が必要となりますが、その中心には常に「人」の存在が欠かせないと、私たちは考えています。  当社は、それらの人財を育成するために、デジタル人財育成に向けて、日立グループの研修への参加、資格取得推進のほか、デジタル人財登録制度による育成や独自のシステムを活用したオンライン教育などに取り組んでいます。  また、デジタル人財育成のための教育を実施し、その満足度をモニタリングして、より良い教育への改善に取り組み続けています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DXへの取り組みについて」 | | 記載内容抜粋 | (中段部より抜粋)  ■主な取り組み事例  ・2022年4月から全社で使用を開始した、営業・設備サービスプラットフォーム(PCX：Power Cloud X) の活用によって、社内DXを加速させています。  ・生成AIの使用を推奨し、サービスの高度化や業務効率化の取り組みを推進しています。  ・事務処理の必要な手続きをシステム化し、合理化を図っています。  ・社内のデジタル活用事例を紹介する発表会を開催して、水平展開を図っています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXへの取り組みについて」 | | 公表日 | 2024年11月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ✓公表方法  　㈱日立パワーソリューションズのWebサイト上で公開  ✓公表場所  <https://www.hitachi-power-solutions.com/company/dx/index.html>  当社HP「DXへの取り組みについて」 | | 記載内容抜粋 | (中段部より抜粋)  **達成度を測る指標と管理の仕組み**  DXの取り組みの達成度を測る指標は以下としています。  ・IT投資売上高比率  ・デジタルに関する基礎的な知識を持つリテラシーレベルの人財数  ・社内BIツール\*利用率  それぞれの指標について目標を設定し、当社の運営方針を検討するなかで当社経営層に定期的に報告、進捗に応じたフィードバックを得る仕組みとしており、それらをもとに次のアクションにつなげるように取り組んでいます。  \*企業がデータを分析・可視化し、意思決定を支援するためのソフトウェア。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月20日 | | 発信方法 | 当社HP「DXへの取り組みについて」上段部に記載の「基本的な考え方」のうち、トップメッセージ「ごあいさつ」より全文抜粋  <https://www.hitachi-power-solutions.com/company/greeting/index.html> | | 発信内容 | ごあいさつ  日立パワーソリューションズは、1960年の創業以来、高い信頼性が求められるエネルギー・インフラ関連分野において製品、サービス、ソリューションを提供し、お客さまや社会のニーズに応えてまいりました。  近年、これまで私たちが経験したことがない社会の変化や環境課題に直面する中、SDGs（持続可能な開発目標）達成やカーボンニュートラル実現、深刻化する労働力不足への対応、デジタル化の加速など、社会のニーズが、グローバル 規模で複雑化・多様化しています。  これらの新たなニーズに応えるために、サービス・グリーン事業を中核に、これまで蓄積してきたさまざまな技術やノウハウにデジタルを融合させた付加価値の高いソリューションを提供して、お客さまや社会の課題を解決へと導くことが当社の使命です。  私たちはこれからも「日立グループ・アイデンティティ」「日立パワーソリューションズ VISION」のもと、ゼロカーボン社会の実現とエネルギーの安定供給、社会インフラの安定稼働に貢献すべく、新たな価値創造を通して将来の世代も安心してくらせる持続可能な社会の実現と人々の QoL（Quality of Life：生活の質）向上をめざしていきます。  今後とも皆さまのご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。  取締役社長　安藤 次男 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～　2024年8月頃 | | 実施内容 | 「DX指標診断フォーマット」を用いて自己診断に取り組みました。入力後、提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　2024年9月頃 | | 実施内容 | ・サイバーセキュリティ対策維持活動として、(日立)Gr全社のガイドライン整備を実施。  ・上記ガイドラインに基づき「2024年度(日立パワー)個人情報保護・情報セキュリティ自己監査計画書」を策定、および自己監査実施。  ・(日立)本社の監査部門による、自己監査結果の第三者チェックを実施。  ・当社を含む(日立)Gr全社/全従業員に対し、1回/年以上の情報セキュリティ教育を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。